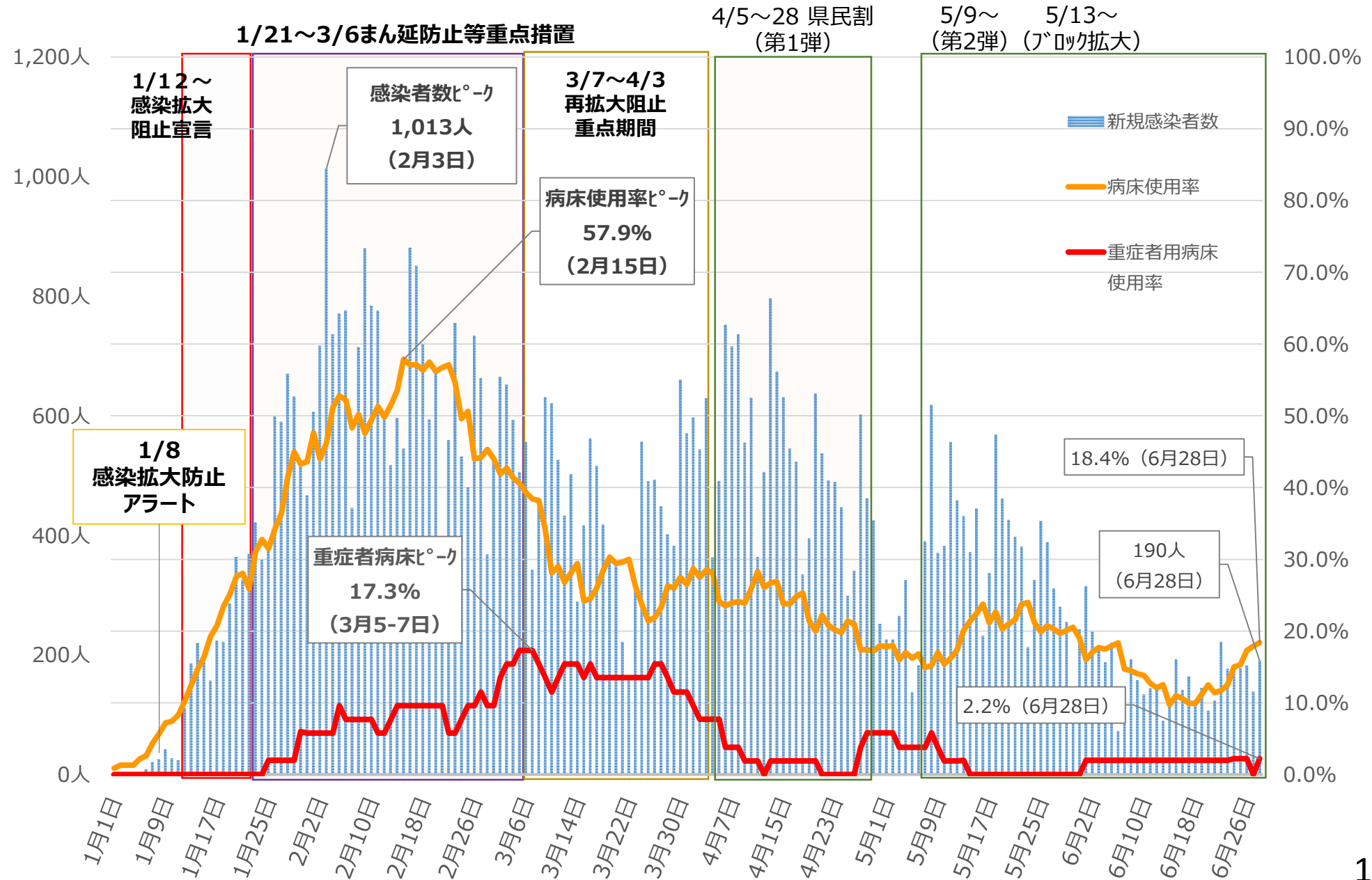


三重県新型コロナウイルス感染症 第6波について



第6波の対策に関する評価・課題

- 応援職員を**事前にリスト化**（約350名）し、保健所への**迅速な職員応援**を実施

- まん延防止等重点措置の**早期要請**
 - **先手の対応**により、感染者数、病床使用率の**ピークを低く抑えた**
 - 措置の適用後、**飲食店での感染が減少**
- まん延防止等重点措置の**早期終了**後も、県独自措置やワクチン接種の進展等により医療負担を抑え、**社会経済活動（県民割等）を円滑に実施**

- 高齢者施設を**集中的に訪問**し、感染防止対策の徹底を依頼
- 集団感染に対し**複数チームを同時に派遣**できる体制になかった
- 高齢者施設等での療養者に対する、**往診・オンライン診療の体制が不十分**

今後に向けた対応

- 応援職員リストの運用を継続
外部人材も活用

- オミクロン株が主流の間のアラートとその後の措置内容について三重県指針を改定（**医療提供体制アラート**等）
- 県と国が連携しつつ、**県主導で柔軟な対策が可能な仕組みづくり**を国へ働き掛け

- 複数の施設に対応するため、**県庁に感染対策の専門家**を配置
- 高齢者施設等での感染制御等にかかる**相談窓口**を設置
- 往診・オンライン診療等が可能な**医療機関**を確保

今後の感染拡大時の対応

感染状況に応じ、次のいずれかにより対応

オミクロン株が主流となる感染状況
(感染しても入院が必要となる方の割合が少ない) をふまえた対応

当面は
この基準により対応

①医療提供体制アラート

病床使用率**40%**以上

②感染防止対策強化期間

病床使用率**40%**以上
かつ
重症者用病床使用率**20%**以上

まん延防止等重点措置
緊急事態宣言

さらに感染状況が悪化した場合、医療提供体制等をふまえ判断
(病床使用率50%等)

感染者数がゼロとなるなど大幅に減少

新たな変異株により医療提供体制への負荷が急激に高まる場合など

の対応

第6波と
同様の基準

①感染拡大防止アラート

新規感染者数が
2日連続17人以上

②感染拡大阻止宣言

・新規感染者数(直近1週)が
8人以上/人口10万人あたり
・病床使用率**30%**以上
※上記いずれか1つ以上該当

③緊急警戒宣言

・新規感染者数(直近1週)が
15人以上/人口10万人あたり
・病床使用率**30%**以上
・重症者用病床使用率**20%**以上
※上記いずれか2つ以上該当

まん延防止等重点措置
緊急事態宣言

さらに
感染状況が悪化

熱中症 予防行動

搬送患者の
約半数が屋内

外出時

- ・日傘や帽子を使用
- ・こまめに休憩

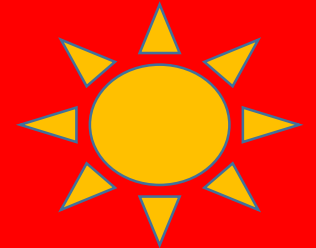
屋内

- ・扇風機やエアコンで
温度調整

日頃から

- ・のどが渇く前に
水分補給

熱中症対策 × 感染症対策



屋外

- ・人と離れているとき（2メートル以上）
または
- ・会話をほとんど行わないとき
➡マスク着用の必要はありません

令和4年 初
「熱中症警戒アラート」
発表！！